

## 国民年金の資格期間が25年から10年に短縮されました

これまで、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

### 資格期間が10年以上25年未満の方

資格期間が10年以上25年未満の方に対して、平成29年2月下旬以降順次、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「年金請求書（短縮用）」及び年金の請求手続きのご案内が日本年金機構から本人あてに送付されています。

### 資格期間が10年未満の60歳以上の方

10年の資格期間がない方も、下記制度を活用することで、年金を受け取れる可能性があります。

#### (1) 任意加入制度

##### ① 国民年金の任意加入制度

本人の申出により「60歳以上70歳未満」の期間に国民年金保険料を納めることで、年金を受給するために必要な資格期間を満たすことがあります。加入は申出のあった日からになります。

##### 【利用できる方】

- 60歳以上65歳未満の方
  - ・老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
  - ・現在、厚生年金保険に加入していない方
- 65歳以上70歳未満の方
  - ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方
  - ・現在、厚生年金保険に加入していない方

##### ② 厚生年金保険の高齢任意加入制度

厚生年金保険の加入者は、会社に勤めていても、70歳になると加入者の資格を失いますが、70歳になっても老齢年金の受給資格期間を満たせないで在職中の方は、申し出てその期間を満たすまで任意加入することができます。保険料は全額本人が負担しますが、事業主が同意すれば労使折半にすることもできます。

#### (2) 後納制度（60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません）

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

##### 【利用できる方】

- 5年以内に保険料を納め忘れた期間がある方（任意加入中の保険料も該当します）
- 5年以内に未加入の期間がある方（任意加入の対象となる期間は該当しません）

#### (3) 特定期間該当届・特例追納制度のご案内

会社員の夫が退職したときや妻の年収が増えて夫の健康保険の被扶養者から外れたときなどには国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替が必要でした。過去に2年以上切替が遅れたことがある方は、切替が遅れた期間の年金記録が保険料未納期間になっています。「特定期間該当届」の手続きをすることで、年金を受け取れない事態を防止できる場合があるほか、最大で10年分の保険料を納めることができます。納付できる期間は平成30年3月までです。

#### (4) 場合によっては年金記録の再確認を

持ち主のわからない年金記録については、いまだ約2000万件の持ち主を確認できていない記録が残っており、この中に記録があった場合は、資格期間になる可能性があります。特に、旧姓やよく読み間違えられる名前の読み方、本来とは異なる生年月日・名前で届出された可能性がある方は、最寄りの年金事務所にて相談されれば、年金記録を再度確認してもらえることになっています。